

第 2 回実施要領等に関する質問回答書

「富士市立中央病院新病院建設事業」に関する実施要領について、次のとおり質問に回答します。

No	ページ	章	番号	項 ()	項目	項目 かか	項目 ローマ字	その他	質 問	回 答
055	004	第 2	2	1					建設計画地の北・東側に「地番174 用悪水路」が面していますが、前面道路「3056高島町11号線」又は「3052 高島町7号線」の道路幅員内に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
056	004	第 2	2	1					【第 1 回質疑回答書No7】 建設計画地として示される地番の内いくつかは、従前の病院建築敷地外と読み取れます。富士市HPにおける「開発行為に関する事務について」、及び、静岡県発出の「開発行為等手引き（令和 8年 4月）」を参照すると、建設予定地南東及び北東部分の堀等を除去し、建築物の建築を目的として土地を嵩上げする行為は、都市計画法第4条第12項「開発行為」に該当するものと考えられますが、該当しない場合は取扱い等についてご教示ください。	建設計画地は、土地の区画形質の変更に該当しないものとして取り扱うことができるため、開発行為に該当しない。 【根拠】 ・区画の変更について 「富士市開発許可運用及び技術基準」（以下、技術基準）P 6（3）⑥ 技術基準 P 9 4（1） ・形の変更について 技術基準 P 11（3）④ ・質の変更について 技術基準 p 12（3）②
057	004	第 2	2	1					【第 1 回質疑回答書No7】 開発許可は不要、とのご回答ですが、本病院は、都市計画法第29条第1項第三号に基づく施行令第21条第26号八に該当し、開発行為を行う場合に許可を要しないただし書規定に該当せず、同法第34条の2に基づく協議（みなし許可）が手続きとして必要と考えられますが、同法第34条の2の手続きも不要となる場合は、法令上の整理について、ご教示ください。	本事業は、土地の区画形質の変更がないものとして取り扱うことができることから、開発行為に該当せず、同法第34条の2の規定は適用されない。
058	004	第 2	2	1					【第 1 回質疑回答書No7】 消防水利は検討すること、とのご回答ですが、検討に際し、包含距離等の基準として参照すべき取扱い等をご教示ください。また、計画地周辺の地域水利との位置関係における検討も必要となる場合は、地域水利の位置情報もご教示ください。	任意設置のため、既存100m程度の防火水槽を想定している。計画地域周辺の地域水利との位置関係における検討は不要。
059	004	第 2	2	2					「新病院の建設工事敷地部分 約11,000㎡」は、建設工事中の工区範囲を示すものであり、建築基準法上の建築敷地は約34,800㎡とすることで宜しいでしょうか。用地平面図では建築敷地全体の境界点座標が確認できないため、計画に先立ち建築敷地境界をお示しいただけますでしょうか。	別途回答する。
060	004	第 2	2	3					計画地の用途地域を第一種住居地域（近隣商業地域に変更予定）、地区計画は指定予定とされています。都市計画決定予定時期が示されておりませんが、計画や手続きスケジュールの検討に際しては指定済を前提とすることで宜しいでしょうか。	よろしい。
061	004	第 2	2	3					【第 1 回質疑回答書No 4】 地区計画における計画に係る規制の具体的な内容は今後決定していく、とのことですが、壁面位置制限として、他の地区同様、道路境界線及び隣地境界線からの離隔1.0m以上を定めることを想定した計画とする必要はありますでしょうか。	壁面の位置については、現在、当該敷地の周辺に定めている「富士市役所周辺地区計画」の内容と同等の制限をかける予定である。なお、具体的にどのような制限をかけるかについては、今後決定する。
062	005	第 2	3	2					「建築概要」のうち、新築以外の既存建築物について、確認済証、検査済証、若しくは、これらが確認できる台帳記載事項証明書等は、提供いただける前提として宜しいでしょうか。また、直近の計画通知等により、いずれも建築面積、床面積が明確になっている図書をご提供いただける前提として宜しいでしょうか。	設計時に最新の計画通知を提出する。

第 2 回実施要領等に関する質問回答書

「富士市立中央病院新病院建設事業」に関する実施要領について、次のとおり質問に回答します。

No	ページ	章	番号	項 ()	項目	項目 かか	項目 ロ-マ字	その他	質 問	回 答
063	010	第 4	3	2	②				設計業務の配置予定技術者の要件について「設計業務の技術者には次のアからオの要件を満たす各分野の技術者を各1名配置すること」と記載があるが、設計者が設計企業と建設企業の設計JVを組成する場合は、設計企業と建設企業が協同してそれぞれのノウハウを駆使して設計をおこなうため、各主任技術者を設計企業と建設企業ごとに1名配置することは可能でしょうか。	可能である。役割分担を明確にし、示すこと。
064	071	第3	2		オ	イ	a		受変電設備の計画について、契約電力2000kw未満となるような熱源計画が必要でしょうか。又、弾力供給が可能な場合の契約電力はどの程度を想定されていますでしょうか。	要求水準書への質問であるため、追って、回答する。
065	076	第3	2		オ	イ	i		電話通信機器設備（交換機・固定電話・スマートフォン・直通電話機・DMAT用アンテナ等）は別途工事と考えて宜しいですか。（工事区分表では電話配線が本工事）	要求水準書への質問であるため、追って、回答する。
066	077	第3	2		オ	イ	k		電気時計設備（エレベーターホール、会議室等、施設利用者等が多く集まる場所に適宜）は別途工事と考えて宜しいですか。（工事区分表では別途工事）	要求水準書への質問であるため、追って、回答する。
067	082	第3	2		オ	イ	w		雷サージ対策ですが、動力盤にも設置が必要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書への質問であるため、追って、回答する。
068	017	第 5	5	(1)	③				CD-R又はDVD-Rに保存する電子データは、上記（1）の原本（1枚）と審査委員会用の応募者名がわからないように黒塗り処理されたもの（1枚）として保存すること。とありますが、どこまでを黒塗りすることが必要でしょうか。また、黒塗りに際して指定はございますでしょうか。	応募者を推定できる企業名、実績の工事名、実績の事業名及びそれらの住所地を全て黒塗りとすること。
069	010	第 4	3	2	②				建築主任技術者、電気設備主任技術者及び、機械設備主任技術者は各2名の配置を可とするとの回答でしたが、管理技術者、構造主任技術者につきましてはいかがでしょうか。	管理技術者は1名の配置とする。構造主任技術者は2名の配置を可とするが、各主任技術者の本事業における具体的な役割分担についての説明資料を提出すること。
070	010	第 4	3	2	②				同上2名配置の場合の実績評価基準について2名に差異がある場合どのような措置を講ずる予定でしょうか。	2名配置の場合の実績評価は、加点の高い方の実績を評価するものとする。
071	010	第 4	3	2	②				4月24日質疑回答No011及び028に記載のある、各主任技術者を2名配置する場合の具体的な役割分担についての説明資料はいつ提出するのかご教示願います。	要求水準書等に関する質問の提出期限である7月3日（金）までに回答すること。
072	017	第 5	3	(1)	④				「要求水準書等…。なお、回答期限以前においては、必要に応じて随時回答を実施する。」とありますが、質問提出してからどのくらいでご回答頂けますでしょうか。	随時回答の期限については、質問の内容によって回答までの所要時間が異なると想定されるため、一律に期間を設定することが難しい。なお、質問に添えて求める回答期限が示されれば順守することは約束できないものの、参考とはする。 ※実施要領には、「参加要件有資格者に電子メールで回答する。」とあるが、参加要件の確認等より前であっても、回答可能な質問については随時電子メールにて回答する。
073	006	第 2	7						提案見積金額について、目標価格と技術提案書の評価項目（コストコントロール）を踏まえ、考慮するべきことはありますでしょうか。	目標価格は実施要領の第2_7に記載のとおり。また、提案見積金額が目標価格を超過した提案も可能であるが、この場合には技術提案書の評価項目（コストコントロール）において金額超過の場合の具体的な対応策の提案を望む。なお、当該対応策が計画の大きな変更を伴うものである場合には、対話の機会に発注者に質問等を行うことができる。
074	023	第 7	1						具体的な削減案（対応策）を提示する際、その「実現性」や「病院の運営・機能への影響」はどのように評価に反映されますでしょうか。また、複数の削減案を提示し、対話を通じて採否を検討するような形式の提案も評価の対象となりますでしょうか。	個々の削減案については、その内容が病院の基本機能や運営に与える影響を精査した上で評価する。そのため、一律に「金額」のみで判断するのではなく、個別対話の機会を通じて各提案の背景や意欲的な工夫について直接聞きたいと考えている。必要に応じて病院側の運営意向や、審査員の着目点についても情報共有や確認を行う予定である。応募者には、それらを踏まえた柔軟かつ最適なコストコントロール案の提示を期待している。
075	023	第 7	2						プレゼンテーション発表の順番はどのようにして決められますでしょうか。	技術提案書の提出順のとおりとする。